

<b>1. 申請の要件</b>		<b>2. 根拠法令</b>			
9. 火薬庫の設置、移転、変更に係る許可申請【煙火】		火 薬 類 取 締 法 第 12 条 第 1 項			
<b>3. 申請に関する説明</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備の変更（軽微な変更工事を除く。）をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。</li> <li>・ 申請に係る火薬庫の構造、位置及び設備が、それぞれ省令で定める技術上の基準に適合していることが必要です。</li> </ul>					
<b>4. 関係条文</b>					
法	第16条第2項 火薬庫の用途廃止	施行令	施行規則	市細則	第5条第2項 営業廃止等の届出 第9条 特定施設又は火薬庫の使用休止の届出
<b>5. 手数料</b>			<b>6. 標準処理期間</b>		<b>7. 申請部数</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火薬庫の設置又は移転 73,000 円</li> <li>・ 火薬庫の構造又は設備の変更 8,300 円</li> </ul>			14 日		3 部
<b>8. 告示又は通知</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火薬類取締法施行規則第30条の規定による避雷装置の位置、型式、構造、材質等（平成27年 経済産業省告示第145号）</li> <li>・ 火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和35年 通商産業省告示第76号）</li> <li>・ 火薬類取締法施行規則第20条第5項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫の隔壁の基準（昭和49年 通商産業省告示第52号）</li> <li>・ 火薬類取締法施行規則第23条第4項及び第6項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫に係る防爆壁の基準及び火薬庫からもつばら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離（昭和49年 通商産業省告示第59号）</li> <li>・ 煙火等の製造所又は煙火火薬庫に設置する防爆壁等の基準について（昭和35年4月22日 35軽局第392号）</li> <li>・ がん具煙火貯蔵庫相互の距離について（昭和49年5月29日 通商産業省立地公害局保安課長通知）</li> <li>・ 火薬類取締法施行規則の一部改正について（平成6年7月29日 6立局第230号）</li> </ul>					
<b>9. 審査する事項</b>					
火薬庫の構造、位置及び設備が、それぞれ省令で定める技術上の基準に適合しているか審査します。					
<b>火薬庫の位置、構造及び設備</b>					
1. 保安距離	4. 壁	7. 通気孔	10. 暖房設備	13. 避雷装置	
2. 位置	5. 扉	8. 土堤等	11. 照明設備	14. 境界	
3. 構造	6. 床等	9. 換気孔	12. 小屋組	15. その他	